

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>目次 略</p> <p>第1章 総則 第1節 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項 略 第2項 実施責任 1から4まで 略 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1及び2 略 3 指定地方行政機関 (1)から(13)まで 略 (14) 中部管区行政評価局（岐阜行政監視行政相談センター） ア 専用電話を備えた相談窓口の開設 イ 災害時における廃棄物に関すること ウ 特別行政相談所の開設</p> <p>4 略 5 指定公共機関 (1) NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と復旧 (2)から(12)まで 略 6及び7 略</p> <p>第4項 県民等の基本的責務 1 県民の責務 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 総則 第1節 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項 略 第2項 実施責任 1から4まで 略 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1及び2 略 3 指定地方行政機関 (1)から(13)まで 略</p> <p>4 略 5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と復旧 (2)から(12)まで 略 6及び7 略</p> <p>第4項 県民等の基本的責務 1 県民の責務 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p>	<p>字句の修正</p> <p>中部管区行政評価局の指定地方行政機関の指定に伴う追加</p> <p>社名の変更</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめる、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。</p> <p>最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。<u>また、災害発生後の復旧・復興を円滑かつ迅速に進めるため、平時からそのために必要な事前準備を行うものとする。</u></p> <p>自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>県及び市町村は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点到配慮した防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p>また、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p><u>平時</u>から県及び市町村は、関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の</p>	<p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめる、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。</p> <p>最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>県及び市町村は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点到配慮した防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p>また、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p><u>平常時</u>から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。<u>特に、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、岐阜県防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き及び事業継続計画の策定状況等の確認を行う。また、新たに協定を締結する際には、協定を締結する団体に加盟又は構成する企業等についても事業継続計画の策定及び改正の推進を図る旨を項目に盛り込む</u>など、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p><u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>この際、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>(6)から(8)まで 略</p>	<p>確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、</p> <p>協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き 等の確認を行う</p> <p>など、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>(6)から(8)まで 略</p>	<p>正に伴う修正</p> <p>BCPの策定及び見直しの推進のための修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針 災害時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(7)まで 略 (8) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性、子どもの参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。 県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。 (9)及び(10) 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(8)まで 略 (9) 消防団、交番等との連携強化 県、市町村_____は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所と防災士等の多様な主体との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、市町村は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。 (10) 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり 県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p>	<p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針 災害時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(7)まで 略 (8) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性、子どもの参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。 県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。 (9)及び(10) 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(8)まで 略 (9) 消防団、交番等との連携強化 県、市町村及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所と_____の連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、市町村は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。 (10) 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備_____</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>主体が県、市町村のため、県警察を削除 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>連携体制強化の記載に伴う節名称の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(1) 県防災行政無線等の整備 県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。 また、<u>平時</u>から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。 長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(7)まで 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化 ア 略 イ 災害現場からの情報収集 県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。 <u>また、収集した情報については、画像情報を関係機関間に迅速に共有する防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 情報システムの高度化等 ア 略 イ 情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。 県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 県は、国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。 <u>県、市町村及び指定公共機関は、国が整備する災害対応基本共有情報（EEI）を踏まえ、災害時に関係機関との迅速かつ的確な情報連携が図れるよう、平時から関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>第9節 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 貯木対策 製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。 なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期におい</p>	<p>(1) 県防災行政無線等の整備 県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。 また、<u>平常時</u>から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。 長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(7)まで 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化 ア 略 イ 災害現場からの情報収集 県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 情報システムの高度化等 ア 略 イ 情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。 県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 県は、国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。</p> <p>第9節 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 貯木対策 製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。 なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期におい</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第11節 略</p> <p>第12節 火山災害対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 噴火時等の火山防災対策を検討するための協議会等の設置</p> <p>県及び市町村は、警戒地域の指定があったときは、活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒体制の整備に関し、必要な協議を行うため、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ、幹事会等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。</p> <p>火山防災協議会は、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。なお、火山ハザードマップについては、新たな調査結果や解析技術の進展等を踏まえ、定期的に見直すものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。</p> <p>国、県、市町村及び公共機関は、火山防災協議会の枠組みを活用し、<u>平時</u>から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 登山者等の安全対策</p> <p>県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下、この節及び第3章第14節において「登山者等」という。）に対する情報提供・伝達手段を整備するよう努めるものとする。また、携帯用防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行うものとする。さらに、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。なお、登山届の提出については、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び<u>退避壕</u>等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。</p> <p>登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>第11節 略</p> <p>第12節 火山災害対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 噴火時等の火山防災対策を検討するための協議会等の設置</p> <p>県及び市町村は、警戒地域の指定があったときは、活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒体制の整備に関し、必要な協議を行うため、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ、幹事会等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。</p> <p>火山防災協議会は、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。なお、火山ハザードマップについては、新たな調査結果や解析技術の進展等を踏まえ、定期的に見直すものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。</p> <p>国、県、市町村及び公共機関は、火山防災協議会の枠組みを活用し、<u>平常時</u>から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 登山者等の安全対策</p> <p>県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下、この節及び第3章第14節において「登山者等」という。）に対する情報提供・伝達手段を整備するよう努めるものとする。また、携帯用防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行うものとする。さらに、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。なお、登山届の提出については、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び<u>避難所</u>等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。</p> <p>登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(7) 略</p> <p><u>(8) 広域的な降灰対策の推進</u> <u>国、県、市町村及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u></p> <p>(9)から(17)まで 略</p> <p>第13節 略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 責任体制の整備 観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、<u>平時</u>から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては<u>子ども</u>を含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>子ども</u>を含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。</p> <p>市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8)から(16)まで 略</p> <p>第13節 略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 責任体制の整備 観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、<u>平常時</u>から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>第16節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては<u>子ども</u>を含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>子ども</u>を含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。</p> <p>市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p> <p>また、報告を受けた市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強</p>	<p>する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p> <p>また、報告を受けた市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強</p>	<p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>トイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。</p> <p>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>ウからオまで 略</p> <p>(4) 在宅避難者等の支援</p> <p>市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>(8) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p> <p>市町村は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。</p> <p>また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市町村</p>	<p>トイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。</p> <p>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>ウからオまで 略</p> <p>(4) 在宅避難者等の支援</p> <p>市町村は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>(8) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p> <p>市町村は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。</p> <p>また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市町村</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。</p> <p>躊躇なく、避難情報を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市町村に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(9)から(12)まで 略</p> <p>(13) 帰宅困難者対策</p> <p>都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、<u>火山災害において降灰の影響がある場合を含め</u>、必要に応じて、<u>一時滞在場所の確保等を推進するものとする</u>。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(14)から(17)まで 略</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市町村備蓄</p> <p><u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、常備薬、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資等</u>、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、<u>これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。</u></p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体</p>	<p>長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。</p> <p>躊躇なく、避難情報を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市町村に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(9)から(12)まで 略</p> <p>(13) 帰宅困難者対策</p> <p>都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、<u>必要に応じて、一時滞在場所の確保等を推進するものとする</u>。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(14)から(17)まで 略</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市町村備蓄</p> <p><u>大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資</u></p> <p>_____等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、<u>個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</u></p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p> <p>市町村は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要なとなる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所等の位置を勘案した分散備蓄の実施や物資拠点の設置など、地域の実情に応じた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄</p> <p>県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要なとなる物資、資機材を迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実に努めるものとする。また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努めるものとする。</p> <p>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し、不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとする。その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 物資支援・必要資機材の事前準備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 支援物資の輸送体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。</p> <p>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p>	<p>ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要なとなる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄</p> <p>県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要なとなる物資、資機材を迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実に努めるものとする。また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 物資支援・必要資機材の事前準備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 支援物資の輸送体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。</p> <p>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p></p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p></p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿</p>	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名</p>	<p></p> <p></p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 人材の確保とボランティア活用</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、<u>平時</u>よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。</p> <p>ウ 施設等管理者</p> <p>施設等管理者においては、<u>平時</u>よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>第19節 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネーターチームの設置</p> <p>災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。</p> <p>県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。</p> <p>災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災</u></p>	<p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会_____の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 人材の確保とボランティア活用</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、<u>平常時</u>よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。</p> <p>ウ 施設等管理者</p> <p>施設等管理者においては、<u>平常時</u>よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>第19節 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネーターチームの設置</p> <p>災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。</p> <p>県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。</p> <p>災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害時小児周産期リエゾン_____は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、_____岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>市町村は、<u>平時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第30節 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>上下水道施設の災害対応強化</u> 水道事業者、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 下水道施設 下水道管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。 国及び下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</p> <hr/> <p>(4) 浄化槽施設 避難所その他公共施設の浄化槽管理者は、災害発生時における浄化槽の処理機能の低下又は停止を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても必要な衛生機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a 浄化槽の設置状況の把握 b 平時からの適切な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底 c 災害時における浄化槽の迅速な点検体制の整備 d 停電・断水時においても必要な処理機能を確保するために必要な設備（非常用電源等）の確保</p> <p>(5)から(11)まで 略</p> <p>(12) ライフラインの代替機能の確保 県及び市町村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。</p> <p>a 避難所その他公共施設での井戸の掘削 b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置 c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置 d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け e 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定) f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット g 新エネルギーシステムの導入</p>	<p>市町村は、<u>平常時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第30節 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下水道施設 下水道管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。 国及び下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。 また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p> <p>(3)から(9)まで 略</p> <p>(10) ライフラインの代替機能の確保 県及び市町村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。</p> <p>a 避難所その他公共施設での井戸の掘削 b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置 c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置 d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け e 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定) f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット g 新エネルギーシステムの導入</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>避難所等における浄化槽の設置状況の把握等を行うための修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>h 市町村による、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害時に活用可能な水源として位置付けるための、災害用井戸・湧水の登録制度の整備</u></p> <p>(13) 略</p> <p>第32節 文教対策 第1項 文教対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 文教施設の予防対策 学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。 ア 組織の整備 文教施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、<u>平時</u>からその組織を整備しておく イ 補修、補強等 <u>平時</u>から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。 ウ 略 (3)から(6)まで 略</p> <p>第2項 文化財保護対策 1 略 2 実施責任者 県 (<u>観光文化スポーツ部</u>) 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者 3 略</p> <p>第33節 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容 (1) 企業の取り組み ア及びイ 略 ウ 地域貢献・地域との共生 災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、<u>平時</u>からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。 (2) 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 1及び2 略</p>	<p>(11) 略</p> <p>第32節 文教対策 第1項 文教対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 文教施設の予防対策 学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。 ア 組織の整備 文教施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、<u>平常時</u>からその組織を整備しておく イ 補修、補強等 <u>平常時</u>から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。 ウ 略 (3)から(6)まで 略</p> <p>第2項 文化財保護対策 1 略 2 実施責任者 県 (<u>環境エネルギー生活部</u>) 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者 3 略</p> <p>第33節 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容 (1) 企業の取り組み ア及びイ 略 ウ 地域貢献・地域との共生 災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、<u>平常時</u>からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 1及び2 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所管の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 被害想定調査の実施及び地区防災計画等の整備 市町村においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな地区防災計画・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。 (5) 略</p> <p>第36節 航空災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡関係 ア 略 イ 通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努めるものとする。 (2) 災害応急体制の整備関係 ア 略 イ 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。 (3) 捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係 アからウまで 略 エ 消火活動関係 市町村等は、平時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。 オ 略 (4)から(6)まで 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア 情報の収集・連絡関係 a 略 b 通信手段の確保 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。こ</p>	<p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 市町村においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。 (5) 略</p> <p>第36節 航空災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡関係 ア 略 イ 通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。 (2) 災害応急体制の整備関係 ア 略 イ 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。 (3) 捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係 アからウまで 略 エ 消火活動関係 市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。 オ 略 (4)から(6)まで 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア 情報の収集・連絡関係 a 略 b 通信手段の確保 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。こ</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>の場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努めるものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係 市町村等は、平時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。 鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市町村との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>エからキまで 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第38節 道路災害対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努めるものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>c 略</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係 道路管理者、市町村等は、平時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。</p> <p>エ 緊急輸送活動関係 県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>の場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係 市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。 鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市町村との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>エからキまで 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第38節 道路災害対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>c 略</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係 道路管理者、市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。</p> <p>エ 緊急輸送活動関係 県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p>県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>オからケまで 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第39節 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 通信手段の確保</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、<u>平時</u>よりその確保に努めるものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、<u>平時</u>よりその確保に努めるものとする。</p> <p>c 略</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a及びb 略</p> <p>c 消火活動関係</p> <p>県及び市町村は、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。</p> <p>県、市町村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>エ及びオ 略</p> <p>カ 避難受入れ活動関係</p>	<p><u>等との協定の締結に努める。</u></p> <p>県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>オからケまで 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第39節 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 通信手段の確保</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、<u>平常時</u>よりその確保に努めるものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、<u>平常時</u>よりその確保に努めるものとする。</p> <p>c 略</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a及びb 略</p> <p>c 消火活動関係</p> <p>県及び市町村は、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。</p> <p>県、市町村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>エ及びオ 略</p> <p>カ 避難受入れ活動関係</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>字句の修正</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>字句の修正</p> <p></p> <p></p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>市町村は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。</p> <p>また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>より避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>キからサまで 略</p> <p>(5) 防災知識の普及、訓練</p> <p>ア 防災知識の普及</p> <p>県、市町村等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、地域の防災的見地からの<u>被害想定調査</u>を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、<u>地区防災計画</u>、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。</p> <p>なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、<u>映像</u>等訴求効果の高いものを活用するものとする。</p> <p>イ 略</p>	<p>市町村は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。</p> <p>また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>より避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>キからサまで 略</p> <p>(5) 防災知識の普及、訓練</p> <p>ア 防災知識の普及</p> <p>県、市町村等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、地域の防災的見地からの<u>防災アセスメント</u>を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、<u>地区別防災カルテ</u>、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。</p> <p>なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、<u>ビデオ</u>等訴求効果の高いものを活用するものとする。</p> <p>イ 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第41節 林野火災対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 林野火災に強い地域づくり</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防火林道、防火<u>林帯</u>の整備</p> <p>県及び市町村は、必要な地域に<u>消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯</u>の整備等を実施するものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ 林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>また、乾燥や強風等の気象状況に応じて、的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>オ及びカ 略</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。</u></p> <p><u>このため、県、市町村及び消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、</u></p>	<p>第41節 林野火災対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 林野火災に強い地域づくり</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防火林道、防火<u>森林</u>の整備</p> <p>県及び市町村は、必要な地域に_____防火林道、_____防火<u>森林</u>の整備等を実施するものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ及びオ 略</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 情報の整理 県、市町村等は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。</p> <p>c 通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、<u>平時</u>よりその確保に努める。なお、その<u>整備・運用・管理に当たっては</u>、山間地での<u>利用を前提とした</u>広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等<u>平時</u>より連携を強化しておくものとする。</p> <p>ウ 県と自衛隊の連携体制 県と自衛隊は、おのおの計画の調整を図るとともに協力体制について定めておくなど、<u>平時</u>から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。 また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救急、救助等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、<u>平時</u>よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡しておく。</p> <p>エ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係 県及び市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、<u>活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等</u>の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。 <u>国、県及び市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u></p> <p>県、市町村及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材</p>	<p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 情報の整理 県、市町村等は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。</p> <p>c 通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、<u>平常時</u>よりその確保に努める。なお、その<u>際</u>、<u>山間地での</u>広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に<u>配慮するものとする。</u></p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制 県、市町村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等<u>平常時</u>より連携を強化しておくものとする。</p> <p>ウ 県と自衛隊の連携体制 県と自衛隊は、おのおの計画の調整を図るとともに協力体制について定めておくなど、<u>平常時</u>から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。 また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救急、救助等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、<u>平常時</u>よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡しておく。</p> <p>エ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係 県及び市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、<u>広域航空応援体制の整備、活動拠点及び</u><u>資機材</u>の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。</p> <p>なお、<u>平常時から消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>県、市町村及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 通信手段の確保</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努めるものとする。</p> <p>電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係</p> <p>市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>エからクまで 略</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練</p> <p>ア 防災知識の普及</p> <p>県、市町村等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの被害想定調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区防災計画、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、映像、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>第43節 略</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 略</p>	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>ア 情報の収集・連絡関係</p> <p>a 略</p> <p>b 通信手段の確保</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。</p> <p>電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。</p> <p>イ 災害応急体制の整備関係</p> <p>a 略</p> <p>b 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係</p> <p>a 及びb 略</p> <p>c 消火活動関係</p> <p>市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>エからクまで 略</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練</p> <p>ア 防災知識の普及</p> <p>県、市町村等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>第43節 略</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第2節 災害対策要員の確保</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(8) <u>災害対応職員の健康・メンタルケア対策</u></p> <p><u>ア 県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>イ 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害派遣の要請</p> <p>県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。</p> <p>また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平時</u>よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p> <p>(3)から(9)まで 略</p> <p>第5節 災害応援要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a から d まで 略</p> <p>e 指定行政機関等に対する要請</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。<u>また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p><u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の</u></p>	<p>第2節 災害対策要員の確保</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(8) <u>惨事ストレス対策</u></p> <p><u>ア 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害派遣の要請</p> <p>県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。</p> <p>また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平常時</u>よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p> <p>(3)から(9)まで 略</p> <p>第5節 災害応援要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a から d まで 略</p> <p>e 指定行政機関等に対する要請</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。</p>	<p>項目名の修正 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> <p>ウ 略 (2)から(6)まで 略</p> <p>第6節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 道路啓開等 <u>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努めるものとする。</u> <u>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> 県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 (5)及び(6) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第7節 通信の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1) 通信の確保 ア 情報通信手段の機能確保 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。 県、市町村、<u>NTT西日本株式会社等通信事業者</u>は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。 <u>NTT西日本株式会社</u>は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。</p> <p>イ及びウ 略 (2) 略 (3) 無線通信施設による通信 ア及びイ 略 ウ <u>NTT西日本株式会社</u>の災害対策用無線電話による通信</p>	<p>ウ 略 (2)から(6)まで 略</p> <p>第6節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 道路啓開等</p> <p>_____道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 (5)及び(6) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第7節 通信の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1) 通信の確保 ア 情報通信手段の機能確保 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。 県、市町村、<u>西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等</u>は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。 <u>西日本電信電話株式会社</u>は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。</p> <p>イ及びウ 略 (2) 略 (3) 無線通信施設による通信 ア及びイ 略 ウ <u>西日本電信電話株式会社</u>の災害対策用無線電話による通信</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>社名変更、表現の修正</p> <p>社名変更</p>

新	旧	修正理由
<p><u>NTT西日本株式会社</u>は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。</p> <p>また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。</p> <p>エ及びオ 略 (4)から(6)まで 略</p> <p>第8節 略</p> <p>第9節 災害情報等の収集・伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段</p> <p>ア 情報の収集</p> <p>県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>地上回線が途絶</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の<u>確保を推進</u>するものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p>市町村は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>イ 情報の整理</p> <p>県、市町村等は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。</p>	<p><u>西日本電信電話株式会社</u>は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。</p> <p>また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。</p> <p>エ及びオ 略 (4)から(6)まで 略</p> <p>第8節 略</p> <p>第9節 災害情報等の収集・伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段</p> <p>ア 情報の収集</p> <p>県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>停電が発生</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を<u>確保するよう留意</u>するものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p>市町村は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関 _____ 等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>イ 情報の整理</p> <p>県、市町村等は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>カ 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第14節 火山災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平時</u>からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに、県警察の協力を得て適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報の発令を行うよう努めるものとする。</p>	<p>道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>カ 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第14節 火山災害対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平常時</u>からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに、県警察の協力を得て適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報の発令を行うよう努めるものとする。</p>	<p>修正理由 正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及それより火側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 ・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堰沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堰沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火か居住地近まで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・ <u>想定火口域から概ね2km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。</u> 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km以内で倒木
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・ <u>想定火口域から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。</u> 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活。状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

第15節から第17節まで 略

第18節 避難対策

1及び2 略

3 実施内容

(1)から(4)まで 略

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

アからウまで 略

旧

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及それより火側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堰沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堰沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火か居住地近まで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・ <u>大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2km以内に噴石が飛散。</u> 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km以内で倒木
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・ <u>小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石が飛散。</u> 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活。状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

第15節から第17節まで 略

第18節 避難対策

1及び2 略

3 実施内容

(1)から(4)まで 略

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

アからウまで 略

修正理由

気象庁の表現に合わせる修正

新	旧	修正理由
<p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>市町村は、<u> </u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や<u>子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を</p>	<p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>市町村は、<u>指定</u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所<u> </u>の運営における女性<u> </u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>に配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所<u> </u>における安全性の確保<u> </u>など、女性や子育て家庭<u> </u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>オ及びカ 略 (6)から(9)まで 略 (10) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11)及び(12) 略 (13) 広域一時滞在</p>	<p>防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>オ及びカ 略 (6)から(9)まで 略 (10) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11)及び(12) 略 (13) 広域一時滞在</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ア 市町村の役割</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(14) 略</p> <p>第19節から第21節まで 略</p> <p>第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、<u>避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</u></p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）<u>を派遣し、高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応するとともに、福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、避難所の避難者のみならず、在宅避難者や車中泊避難者に対しても、必要に応じて岐阜DWA Tを派遣し、福祉的支援を行うものとする。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第23節 帰宅困難者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県民、事業所等の啓発</p> <p>県及び市町村は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、<u>火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時</u></p>	<p>ア 市町村の役割</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(14) 略</p> <p>第19節から第21節まで 略</p> <p>第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）<u>の派遣を行う。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第23節 略</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県民、事業所等の啓発</p> <p>県及び市町村は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、<u>必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第24節 応急住宅対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>こども・若者</u>の参画を推進し、女性や<u>こども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>(8) 低所得世帯に対する住宅融資</p> <p>県及び市町村は、低所得世帯、母子世帯、<u>父子世帯</u>、又は寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。</p> <p>ア 生活福祉資金の災害援護資金 イ 母子福祉資金の住宅資金 <u>ウ 父子福祉資金の住宅資金</u> <u>エ</u> 寡婦福祉資金の住宅資金 <u>オ</u> 災害援護資金の貸付</p> <p>(9)から(12)まで 略</p> <p>第25節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療等関係機関</p> <p>a から d まで 略</p> <p>e <u>岐阜県精神科病院協会</u></p> <p>f 及び g 略</p> <p>エからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療</p>	<p>滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第24節 応急住宅対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>(8) 低所得世帯に対する住宅融資</p> <p>県及び市町村は、低所得世帯、母子世帯、<u>あるいは</u>寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。</p> <p>ア 生活福祉資金の災害援護資金 イ 母子福祉資金の住宅資金 <u>ウ</u> 寡婦福祉資金の住宅資金 <u>エ</u> 災害援護資金の貸付</p> <p>(9)から(12)まで 略</p> <p>第25節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療等関係機関</p> <p>a から d まで 略</p> <p>e <u>公益社団法人岐阜県精神科病院協会</u></p> <p>f 及び g 略</p> <p>エからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p>H26 母子及び父子並びに寡婦福祉法改正の反映</p> <p></p> <p>名称の修正</p> <p>防災基本計画の修</p>

新	旧	修正理由
<p>チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p><u>国、県、市町村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、地方公共団体に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p>ク 後方医療活動の要請</p> <p>ア 広域後方医療活動の要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>イ 広域 <u>搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>の開設、運営</p> <p>県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域 <u>搬送拠点</u>において広域 <u>搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域 <u>搬送拠点</u>から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター <u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第26節から第28節まで 略</p>	<p>チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p>ク 後方医療活動の要請</p> <p>ア 広域後方医療活動の要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>イ 広域 <u>医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>の開設、運営</p> <p>県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域 <u>医療搬送拠点</u>において広域 <u>医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域 <u>医療搬送拠点</u>から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター <u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第26節から第28節まで 略</p>	<p>正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県保健医療計画の表現に合わせる修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>エ 災害廃棄物の処理</p> <p>国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場・最終処分場を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第31節及び第32節 略</p> <p>第33節 産業応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 農作物の応急対策</p> <p>ア 代作用種子の確保</p> <p>農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平時から備蓄しておく</p>	<p>間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>エ 災害廃棄物の処理</p> <p>国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第31節及び第32節 略</p> <p>第33節 産業応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 農作物の応急対策</p> <p>ア 代作用種子の確保</p> <p>農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄してお</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>カ 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動 道路管理者は、<u>道路啓開等</u>を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。</p> <p>県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>第41節及び第42節 略</p> <p>第43節 林野火災対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保 ア 災害情報の収集、連絡 市町村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。 県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。 <u>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p>イからエまで 略</p> <p>(2) 活動体制の確立 ア 林業関係事業者の活動体制 林業関係事業者は、消防機関<u>及び県警察を始めとする地方公共団体</u>との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。 イ 県及び市町村の活動体制 県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。 <u>県及び市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>ウ 略 エ 広域的な応援体制 県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。 <u>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u></p>	<p>カ 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動 道路管理者は、<u>迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧</u>を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。</p> <p>県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>第41節及び第42節 略</p> <p>第43節 林野火災対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保 ア 災害情報の収集、連絡 市町村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。 県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。</p> <p>イからエまで 略</p> <p>(2) 活動体制の確立 ア 林業関係事業者の活動体制 林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。 イ 県及び市町村の活動体制 県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。</p> <p>ウ 略 エ 広域的な応援体制 県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>県消防相互応援隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して県消防相互応援隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p> <p><u>国は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、直ちに緊急消防援助隊の派遣等を行えるよう、被災地方公共団体等と緊密に連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>(3) 救助・救急、医療、消火活動等 ア及びイ 略 ウ 消火活動 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>消防計画</u>、林野火災防御図、<u>飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。</u>また、活動終期にあつては、<u>空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p>住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。</p> <p><u>消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p><u>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <hr/> <p>エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 被災者等への的確な情報伝達活動 県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p><u>市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>被災地域外の地方公共団体による応援</u> 県及び市町村は、<u>消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。</u></p> <p><u>応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。</u></p> <p><u>応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u></p>	<p>(3) 救助・救急、医療、消火活動等 ア及びイ 略 ウ 消火活動 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>迅速に消火活動を行うものとする。</u>また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、<u>時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。</u></p> <p>住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。</p> <p>県は、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。また、他の都道府県、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 被災者等への的確な情報伝達活動 県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(6) 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第44節及び第45節 略</p> <p>第4章 災害復旧 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>(1) 基本方針の決定 大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。 <u>また、県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定等、復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置 アからウまで 略 エ その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 d 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法による国の貸付けの特例 e 水防資材費の補助の特例 f り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>(3) 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 市町村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。 県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要</p>	<p>第44節及び第45節 略</p> <p>第4章 災害復旧 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>(1) 基本方針の決定 大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置 アからウまで 略 エ その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 d 母子及び <u> </u> 寡婦福祉法による国の貸付けの特例 e 水防資材費の補助の特例 f り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>(3) 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略 3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 市町村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。 県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>H26 母子及び父子並びに寡婦福祉法改正の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、中部管区行政評価局（岐阜行政監視行政相談センター）が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設及び特別行政相談所の開設等の特別行政相談活動に協力するものとする。</u></p> <p>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援</p> <p>アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>また、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うものとする。</p> <p><u>また、調査の迅速化を図るため、市町村に対して調査担当者ための研修機会の拡充を図るとともに、育成した調査担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</u></p> <p>キ 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステム</u>を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する</p>	<p>望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。</p> <p>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援</p> <p>アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う<u>とともに、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</u></p> <p>キ 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>被災者台帳の作成にデジタル技術</u>を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する</p>	<p>中部管区行政評価局の指定地方行政機関の指定に伴う記載内容の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 ク及びケ 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第5節及び第6節 略</p>	<p>市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 ク及びケ 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第5節及び第6節 略</p>	